

町名・地番の変更に伴う住所変更等の手続きについて（お知らせ）

皆様がお住いの「豊川宿伊奈土地区画整理事業」地区では、令和6年5月25日から、地番が変更になりました。つきましては、住所・本籍・不動産の表示等は、新しい地番を用いてください。なお、住所・本籍の変更等について、ご自身で手続きをしていただく主なものをご案内いたします。下表をご覧ください、手続きをお願いいたします。

官公署で変更されるもの（届出の必要はありません）

| | |
|---|-----------------------|
| 住民基本台帳(住民票)、戸籍、印鑑登録など | 豊川市役所市民課 |
| 給水装置の設置場所の表示、水道料金・下水道使用料の納入通知書の送付先 | 豊川市上下水道窓口センター（一宮庁舎1階） |
| 不動産登記の物件の所在地の表示 ※所有者名義人などの住所は別途、登記申請が必要です。（「ご自身で手続きをしていただくもの」参照） | 名古屋法務局豊川出張所 |

市役所から郵送されるもの（このお知らせとは別にお送りします）

| 名 称 | 変更箇所 | 内 容 | お問合わせ先 |
|--|------|----------------------------|-------------------------|
| 後期高齢者福祉医療費受給者証 子ども医療費受給者証 母子・父子家庭医療費受給者証 障害者医療費受給者証 精神障害者医療費受給者証 | 住 所 | ・各受給者証 | 市役所 保険年金課 電話 89-2164 |
| 国民健康保険被保険者証 | | ・被保険者証 ・各認定証 ・高齢受給者証 | 市役所 保険年金課 電話 89-2135 |
| 後期高齢者医療被保険者証 | | ・被保険者証 ・各認定証 | 市役所 保険年金課 電話 89-2164 |

東三河広域連合から郵送されるもの（このお知らせとは別にお送りします）

| 名 称 | 変更箇所 | 内 容 | お問合わせ先 |
|-----------|------|-----------------|---|
| 介護保険被保険者証 | 住 所 | ・被保険者証 ・各認定証 | 東三河広域連合 豊川窓口 （市役所 介護高齢課） 電話 89-2173 |

ご自身で手続きをしていただくもの（主なもの）

| 事 項 | 該 当 者 | 必要な書類・手続き内容 | 手続き先・お問合わせ先 |
|--------------------------|----------------------------------|---|--|
| 住民基本台帳カード （顔写真付き） | 顔写真付きの住民基本台帳カードをお持ちの方 | 【手続き期間】実施日以降すみやかに 【必要書類等】顔写真付き住民基本台帳カード 顔写真付き住民基本台帳カードの裏面追記欄に新住所を記載し、ICチップの内容を更新します。（暗証番号の入力が必要） ※詳しくは市民課までお問い合わせください。 | 市役所 市民課 電話 89-2136 |
| マイナンバーカード | マイナンバーカードをお持ちの方 | 【手続き期間】実施日以降すみやかに 【必要書類等】マイナンバーカード マイナンバーカードの表面追記欄に新しい住所を記載し、ICチップの内容を更新します。 住所の記載と合わせて署名用電子証明書の更新も行ってください。（暗証番号の入力が必要） ※詳しくは市民課までお問い合わせください。 | 市役所 市民課 電話 89-2136 |
| 在留カード又は特別永住者証明書 | 在留カード又は特別永住者証明書をお持ちの方 | 【手続き期間】住居地の変更届出の必要はありません。 *新しい住所の記載を希望される方は手続きをしてください。 【必要書類等】在留カード又は特別永住者証明書 | 市役所 市民課 電話 89-2136 各支所 |
| 国民年金・厚生年金 （老齢・障害・遺族等） | 年金を受給されている方。国民年金または厚生年金に加入されている方 | 変更届出の必要はありません。（住民基本台帳(住民票)変更後、2カ月程度で変更されます。） ただし、日本年金機構からの送付先が住民票と異なる場所に設定されている方につきましては、年金事務所にお問い合わせください。 | 市役所 保険年金課 電話 89-2177 日本年金機構 豊川年金事務所 住所 豊川市金屋町32 電話 89-4042 |

| 事 項 | 該 当 者 | 必要な書類・手続き内容 | 手続き先・お問い合わせ先 |
|---|--|---|---|
| 障害者のしあわせを高める手当 | 受給者の方 | 【手続き期間】 実施日以降すみやかに 【必要書類等】 来庁者の本人確認書類 ※代理申請の場合は障害福祉課までお問い合わせください。 | 市役所 障害福祉課 電話 89-2131 |
| 身体障害者手帳 | 手帳をお持ちの方 | 【手続き期間】 実施日以降すみやかに 【必要書類等】 手帳 本人のマイナンバー 来庁者の本人確認書類 ※代理申請の場合は障害福祉課までお問い合わせください。 | |
| 療育手帳 | 手帳をお持ちの方 | 【手続き期間】 実施日以降すみやかに 【必要書類等】 手帳 本人のマイナンバー 来庁者の本人確認書類 ※代理申請の場合は障害福祉課までお問い合わせください。 | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 手帳をお持ちの方 | 【手続き期間】 実施日以降すみやかに 【必要書類等】 手帳 本人のマイナンバー 来庁者の本人確認書類 ※代理申請の場合は障害福祉課までお問い合わせください。 | |
| 在宅重度障害者手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 | 各受給者の方 | 【手続き期間】 実施日以降すみやかに 【必要書類等】 特になし | |
| 特別児童扶養手当 | 受給者の方 | 【手続き期間】 実施日以降すみやかに 【必要書類等】 ありません | |
| 自立支援医療受給者証(精神通院) | 各受給者証を お持ちの方 | 【手続き期間】 実施日以降すみやかに 【必要書類等】 自立支援医療受給者証 本人のマイナンバー 来庁者の本人確認書類 ※代理申請の場合は障害福祉課までお問い合わせください。 | |
| 〃 (更生医療・育成医療) | | | |
| 地域生活支援事業受給者証 | | 【手続き期間】 実施日以降すみやかに 【必要書類等】 各受給者証 本人のマイナンバー (児童の場合は本人と申請者のマイナンバー) | |
| 障害福祉サービス受給者証 障害児通所受給者証 | | | |
| 児童扶養手当証書 | 証書をお持ちの方 | 【手続き期間】 ありません 【必要書類等】 ありません ※新しい住所が記載された証書が必要な方は手続きしてください。 | 市役所 子育て支援課 電話 89-2133 |
| 土地・建物等(不動産登記) ・不動産所有者の表示変更登記 ・抵当権者等の表示変更登記 | 施行地区内に住所がある 方で、土地・建物を所有 している方 登記簿に、抵当権・地上 権・借地権・仮登記等の 権利者として登録してい る方 | 【手続き期間】 ありません 【必要書類等】 登記申請書、印鑑 町名地番変更証明書(個人) ※市役所区画整理課にて無料交付 必要に応じ所有者名義人等の住所の変更登記申請をして ください。なお、換地処分公告に伴う登記事務停止が解除 されるまで、申請はできません。 | 不動産の所在地を管轄する法務局 ※詳細については 名古屋法務局豊川出張所 住所 豊川市金屋西町3-3 電話 86-2097 |
| 会社など(商業・法人登記) 法人の本店(主たる事務所)若しくは支 店(従たる事務所)に係る変更変動 | 町名変更が実施された 結果、登記の内容に変 更が生じた法人の代表 者 | 【手続き期間】 本店は2週間以内、支店は3週間以内 【必要書類等】 登記申請書、代表者届出印 町名地番変更証明書(法人) ※市役所区画整理課にて無料交付 | 本店及び支店を管轄する法務局 ※詳細については 名古屋法務局岡崎支局 住所 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎内 電話 0564-52-6415 |
| 役員の住所変更 | | 【手続き期間】 2週間以内 【必要書類等】 登記申請書、代表者届出印 町名地番変更証明書(個人) ※市役所区画整理課にて無料交付 | |
| 自動車等運転免許証 | 自動車等の運転免許証 を お持ちの方 | 【手続き期間】 実施日以降すみやかに 【必要書類等】 運転免許証 町名地番変更証明書(個人) ※市役所区画整理課にて無料交付 (本籍が変更になる方は、本籍変更の手続きも必要です。) | 東三河運転免許センター 住所 豊川市金屋西町2丁目7 電話 85-7181 豊川警察署 住所 豊川市諏訪3丁目245 電話 89-0110 |
| 金融機関等 | 通帳等をお持ちの方 | 金融機関等へお問合せください。 | |
| 許可書等 | 許可書等をお持ちの方 | 許可権者等へお問合せください。 | |
| 電気、電話、ガス等 各種会員等 | お取引のある方 | 各社へお問合せください。 | |

【注意】 個々の状況により、これら以外にも手続きが必要な場合がございます。

その他

- ① 「町名地番変更証明書」は、予め1世帯10枚お届けします。枚数が不足する場合は、変更日以降に市役所区画整理課にて無料で発行します。
- ② 令和6年度の固定資産税・都市計画税は、土地については今回のみ「みなす課税」(仮換地課税)となり、家屋については従前地番での課税となります。また、令和6年5月中旬に送付されます令和6年度固定資産税・都市計画税の納税通知書の資産所在地は、土地は「宿伊奈区画整理〇街区〇〇番」、家屋は「宿町佐平山〇〇番地」「宿町長者松〇〇番地」と表記されます。なお、令和7年度以降については、現況で課税が行われます。